

JIS

プリント配線板通則

JIS C 5010-1994

(2004 確認)

平成 6 年 1 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 40.4.1 改正：平成 6.1.1 確認：平成 11.6.20

官 報 公 示：平成 11.6.21

原案作成協力者：社団法人 日本プリント回路工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 電子部会（部長 多田 邦雄）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 情報電気標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

プリント配線板通則

C 5010-1994

(1999 確認)

General rules for printed wiring boards

1. 適用範囲 この規格は、主に電子機器に用いるプリント電線板(以下、プリント板という。)の共通事項、外形寸法などの各種寸法、及び個別規格に規定すべき事項について規定する。

なお、ここでいうプリント板は、JIS C 6480に規定の銅張積層板を用いた片面、両面及び多層プリント板とする。

備考 この規格の引用規格を、次に示す。

JIS C 5001 電子部品通則

JIS C 5012 プリント配線板試験方法

JIS C 5603 プリント回路用語

JIS C 6480 プリント配線板用銅張積層板通則

JIS Z 3282 はんだ

2. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、JIS C 5001及びJIS C 5603の規定による。

3. 等級 この規格で用いるプリント板のパターンの微細度及び品質を表す等級は、次による。

また、これらの等級は、規定する個々の項目ごとに必要な等級を選択して適用する。具体的な等級の付与は、個別規格による。

クラス I 通常のレベルが要求されるもの。

クラス II 高いレベルが要求されるもの。

クラス III 特に高いレベルが要求されるもの。

4. 設計基準及び許容差

4.1 格子寸法

4.1.1 基本格子 プリント板の格子は、メートル系格子を標準とし、インチ系格子は、従来製品との整合性が必要な場合に限り使用する。

基本格子寸法は、次のとおりとする。

メートル系格子：2.50 mm

インチ系格子：2.54 mm

4.1.2 補助格子 4.1.1の基本格子よりも小さい格子寸法を必要とする場合には、次のとおりとする。

メートル系格子：0.5 mm単位(ただし、更に細かい単位が必要な場合には、0.05 mm単位とする。)

インチ系格子：0.635 mm単位

備考 0.05 mm及び0.635 mmより細かい単位の格子は使用しない。

4.2 基準線、基準穴及び基準マーク

4.2.1 基準線 必要に応じ、少なくとも二つの穴又はパターンから構成される基準線を設ける。

また、基準線は、格子上にあるべきで、かつ、外形線の内側にあるのが望ましい。